

青森県報

第二千八百八十三号

平成二十年
一月十八日
(金曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……一

肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(西 北 地 区 局) ……三

右 同……………(西 北 地 区 局) ……三

右 同……………(警 察 本 部) ……三

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警 察 本 部) ……三

出先機関

土地改良区の役員の内任……………(東 青 地 区 局) ……四

右 同……………(中 南 地 区 局) ……四

右 同……………(上 北 地 区 局) ……四

土地改良区の定款変更の認可……………(上 北 地 区 局) ……五

告 示

青森県告示第三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
大和田埋立地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三二の一の一部

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ鰺ヶ沢店

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年八月二十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六〇七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時五十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時五十分から午後九時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後六時まで
- 八 届出年月日
平成十九年十二月二十七日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び鱒ヶ沢町役場
- 2 期間

平成二十年一月十八日から同年五月十八日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十年五月十八日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|                       |                      |                       |                                                                |                        |                                                                                         |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録番号<br>青森県第<br>三三三三号 | 肥料の種類<br>混合有機質<br>肥料 | 肥料の名称<br>日紅ほかペ<br>レ一号 | 保証成分量<br>(パーセント)<br>窒素全量<br>五・〇<br>りん酸全量<br>五・〇<br>加里全量<br>一・〇 | その他の<br>規格<br>のとお<br>り | 生産業者<br>の氏名<br>又は住<br>所<br>株式会社五<br>光<br>東津軽郡平<br>内<br>町大字外童<br>子<br>字滝ノ沢一<br>二三<br>の一三 |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|

|              |              |      |                             |              |                                             |
|--------------|--------------|------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 青森県第<br>三二七号 | 甲殻類質肥<br>料粉末 | カニガラ | 窒素全量<br>四・〇<br>りん酸全量<br>五・〇 | 公定規格<br>のとおり | 株式会社五光<br>東津軽郡平内<br>町大字外童子<br>字滝ノ沢一二<br>の一三 |
|--------------|--------------|------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------|

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ハウジングモリス

二 代表者の氏名 杉野森 初子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字柳町一の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一四三三二号

五 取消年月日 平成十九年十二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 鋼構造物、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成十九年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ハウジングモリス

二 代表者の氏名 杉野森 初子

- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字柳町一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一五）第一四三三二号
- 五 取消年月日 平成十九年十二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業に係る特定建設業の許可

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アスペック工業株式会社

二 代表者の氏名 黒滝 定光

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字漆川字玉椿一七九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二六〇〇号

五 取消年月日 平成十九年十二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成十九年十二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
警察官冬帽子外 総数 一四、八七八点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年十二月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
さくら野東北株式会社  
青森市新町一丁目一三の二
- 六 契約金額  
四千九百九万二千三百七十二円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成十九年十月三十一日

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所           | 退任の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|------------------|--------------------|
| 理<br>事            | 須藤 光生  | 東津軽郡平内町大字山口字山口六五 | 平成一九二〇             |

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢榎木土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所       | 退任の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|--------------|--------------------|
| 理<br>事            | 千葉 徳英  | 弘前市大字榎木字牧野一一 | 平成一九二三             |

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤島川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

上北地域県民局長 北 村 収

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所          | 退任の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|-----------------|--------------------|
| 監<br>事            | 田中 金夫  | 十和田市大字藤島字藤島五〇の一 | 平成一九二〇             |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成十九年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年一月十八日

上北地域県民局長 北 村 収

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭